

消防法大改正



新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模な複合ビルで発生したにもかかわらず44名の尊い命を奪い、33名の死者を出したホテルニュージャパン火災を超える大惨事となりました。

この火災を踏まえて実施された小規模複合ビルの緊急立入り検査の結果、9割を超える建物に、防火管理違反等の消防法令違反があったことが明らかになり、消防法大改正につながりました。

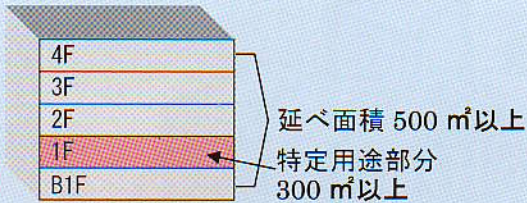


ヒューマン防災環境を創造する

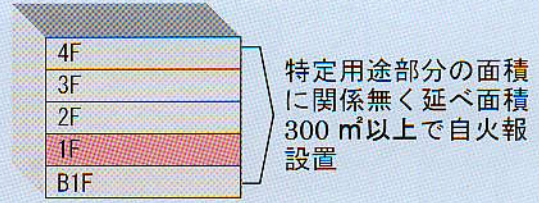
設置義務対象の拡大

《 16項 (イ) 》

旧基準



新基準



※特定用途部分の面積が延べ面積の10%未満の場合は16項(イ)に該当しないため従前の基準を適用する。

《 特定1階段等防火対象物 》

特定用途部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く。避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分）で、避難階段又は地上に直通する階段が1個所の防火対象物は面積に関係無く自火報設置（屋外階段がある場合を除く）

※ 一定の条件を満たした場合のみ32条特例申請により設置免除される場合がある。

1) 特定1階段等防火対象物として自火報の設置義務が生じる場合の例



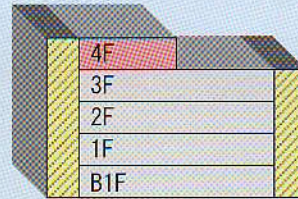
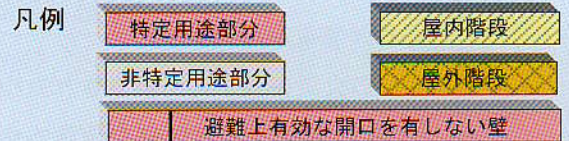
3階に特定用途部分がある
1階段の特定防火対象物



B1階に特定用途部分がある
1階段の特定防火対象物



B1階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→屋外階段がある場合であっても特定用途部分が1階段となるため設置必要



4階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→2個所階段がある場合であっても特定用途部分が1階段となるため設置必要

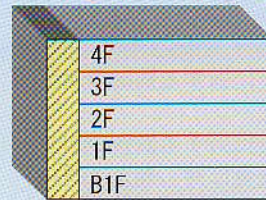


4階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→2個所階段がある場合であっても特定用途部分が避難上有効な開口部を有しない壁で区画された場合設置必要

2) 特定1階段等防火対象物として自火報の設置義務が生じない場合の例（設置については従前の基準）



1階、2階に特定用途部分がある1階段の特定防火対象物
→特定用途部分が1階、2階にある場合、1階段であっても設置不要



特定用途部分の無い1階段の防火対象物
→15項又は16項に該当するため設置不要（設置基準は従来通り）



各階特定用途部分がある1階段（屋外階段）の特定防火対象物
→1階であっても屋外階段の場合は設置不要



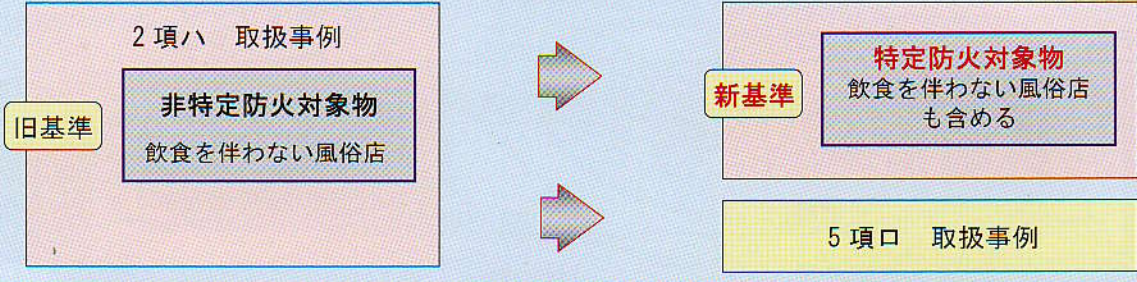
各階に特定用途部分がある2階段の特定防火対象物
→全ての特定用途部分が2階段となるため設置不要

ポイント

用途区分の見直し

《 防火対象物の使用形態が多様化、複雑化する中での用途指定の見直し 》

- ・ 2 項ハ「性風俗関連特殊営業を営む店舗等」の追加
- ・ 5 項ロに「宿泊所その他これらに類するもの」の追加



設備設置の拡大

★階段に設置される煙感知器の設置基準の拡大

特定 1 階段等防火対象物の階段室に設ける煙感知器は、1 種又は 2 種のを **垂直距離 7.5m** につき **1 個以上**の個数を、火災を有効に感知するように設けること。(1 階段防火対象物以外の防火対象物においては、従来通りの設置基準)

★再鳴動方式受信機の設置

特定 1 階段等防火対象物に設置する受信機は、**地区音響装置の鳴動が停止状態にある場合においても火災信号を受信したときは、一定時間以内に自動的に**(鳴動時に停止された場合においては自動的に)**地区音響装置を鳴動状態に移行するものであること。**

※注 平成 17 年 10 月 1 日までに設置及び、取り替えが必要となります。

改正スケジュール

《政令・省令改正は、平成 15 年 10 月 1 日から施行されます》

自火報設備はそれから 2 年以内に設置することが義務づけられます。

